

# 医科点数表の解釈 令和4年4月版

## Web追補 No.11 (令和5年3月号)

令和5年3月15日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和5年2月28日 厚生労働省告示第54号 (令和5年3月1日適用)
  - 令和5年2月28日 保医発0228第1号 (令和5年3月1日適用)
  - 令和5年3月3日 厚生労働省告示第59号 (令和5年4月1日適用)
  - 令和5年3月13日 医療課事務連絡
  - 令和5年3月14日 厚生労働省告示第70号 (令和5年3月15日適用)
  - 令和5年3月14日 厚生労働省告示第71号 (令和5年3月15日適用)
  - 令和5年3月14日 保医発0314第4号
- 令和5年2月24日の官報正誤については、令和5年1月31日事務連絡において正誤の内容が示されているため、Web追補No. 9にその内容を掲載しています。
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](#)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)に掲載していきますのでご利用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
399	右	上から16行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤
399	右	上から18行目	(最終改正; 令 4. 11. 15 厚生労働省告示第332号) [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号)
417	右	上から15行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤
417	右	上から17行目	(最終改正; 令 4. 11. 15 厚生労働省告示第332号) [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(最終改正; 令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号)
418	右	下から28行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤
418	右	下から26行目	(最終改正；令 4. 11. 15 厚生労働省告示第332号)  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(最終改正；令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号)
420	右	下から11行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤
420	右	下から9行目	(最終改正；令 4. 11. 15 厚生労働省告示第332号)  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(最終改正；令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号)
422	右	下から17行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤
422	右	下から15行目	(最終改正；令 4. 11. 15 厚生労働省告示第332号)  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(最終改正；令 5. 3. 14 厚生労働省告示第70号)
428	右	下から8～7行目	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤
428	右	下から6行目	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9)  [黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み]	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9) (令 5. 3. 14 保医発 0314 4)

頁	欄	行	変更前	変更後
710	右	上から23行目	又は関節症性乾癬患者	, 関節症性乾癬又は移植片対宿主病 (GVHD) 患者
710	右	上から23~24行目	アからカまで	アからキまで
710	右	下から9~2行目	カ (略)	カ (略) キ ステロイド抵抗性又は不耐容の慢性移植片対宿主病 (GVHD) 患者に対しては、臨床症状の改善又はステロイドの減量を目的として行った場合に限り、関連学会の指針に沿って一連につき24週間31回を限度として算定する。なお、医学的な必要性から一連につき24週間31回を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 5. 2. 28 保医発 0228 1)
1025	—	上から4行目	(最終改正; 令和4年11月30日 厚生労働省告示第342号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	(最終改正; 令和5年2月28日 厚生労働省告示第54号)
1035	右	下から4~3行目	(1) バルーン拡張型人工生体弁セット 4,510,000円	(1) バルーン拡張型人工生体弁セット ① 期限付改良加算なし 4,510,000円 ② 期限付改良加算あり 4,720,000円
1036	右	上から3行目	216 レーザー光照射用ニードルカテーテル (略) 217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム (略) 218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略) 219 自家皮膚細胞移植用キット (略) 220 経消化管胆道ドレーナージステント (略) 221 経皮的心肺補助システム (略) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	216 レーザー光照射用ニードルカテーテル (略) 217 前立腺組織用水蒸気デリバリーシステム (略) 218 ヒト羊膜使用創傷被覆材 (略) 219 自家皮膚細胞移植用キット (略) 220 経消化管胆道ドレーナージステント (略) 221 経皮的心肺補助システム (略) 222 体外フォトフェレーシスキット 189,000円
1100			〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年3月13日医療課事務連絡)により、令和5年4月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認いただけます。〕	
1109	—	上から5行目	(最終改正; 令和4年11月15日 厚生労働省告示第333号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	(最終改正; 令和5年3月14日 厚生労働省告示第71号)
1111	右	上から14行目	令和4年10月1日	令和5年10月1日
1111	右	上から15行目	令和5年4月1日	令和6年4月1日
1111	右	上から18行目	医薬品 (令和5年4月1日以降においては別表第4に記載されている医薬品を除く。) 〔黄色網かけはWeb追補No. 1にて改正済み〕	医薬品
1112	左	下から22行目	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ポソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。) 及びメトトレキサート製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ポソリチド製剤, エレヌマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カプラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤 (4週間に1回投与する場合に限る。), メトトレキサート製剤及びチルゼパチド製剤
1523	—	上から8行目	(最終改正; 令和4年11月15日 厚生労働	(最終改正; 令和5年3月14日 厚生労働省告

頁	欄	行	変更前	変更後
			省告示第332号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	示第70号)
1554	右	上から26行目	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アパロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7等にて改正済み〕	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アパロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの  
情報提供、その他審議会などの情報をお知らせ  
します。どうぞご利用ください。